

新潟市ひまわりクラブ指定管理料の参考経費（上限額）

新潟市ひまわりクラブ指定管理者募集要項（令和5年8月新潟市）「第4 経費に関する事項 1 指定管理者業務に要する経費 (1) 経費の支払い」に記載の令和6年度指定管理料の「参考経費」（以下「上限額」という。）については下記のとおりです。

記

1 公募するクラブごとの指定管理料上限額

別紙1に示す (a) + (b) + (c) + (d) + (e) の合計額となります。

※ 支援の単位は、毎年度の児童数に基づいて算出するため、増減する場合があります。

※ (a) 支援員等人件費、(e) その他経費の金額（単価）は予算の範囲内で毎年度増額する予定です。

2 各項目の詳細

各項目の詳細は以下のとおりです。

(a) 支援員等人件費

クラブごとの支援員人等件費は別紙1のとおりです。複数クラブ応募する場合は、クラブごとの(a)の額の積み上げ（単純合計）が支援員等人件費の総額となります。

※ 詳細については別紙2のとおりです。

※ 支援の単位に増減に伴い、金額が変動します。

(b) 障がい児加配職員人件費

今回お示しする上限額には、障がい児加配職員の人件費を含みません。

令和6年度以降、実際に以下に記載する増額基準の障がい児が在籍するクラブについては、予算の範囲内において、協定締結時に障がい児加配職員分の人件費を増額します。

○障がい児加配職員 単価：1,601千円

○増額基準：特別支援学級に在籍している児童や、障がい者手帳を所持している児童など（以下「対象児童」。）を対象とし、対象児童3人あたり1人の加配職員の人件費を措置します。

(c) キャリアアップ処遇改善加算

今回お示しする上限額には、キャリアアップ処遇改善加算の人件費は含みません。

キャリアアップ処遇改善加算とは、国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」（詳細については別紙3のとおり）に基づき、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の加算です。

雇用する放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等により加算金額が変わるため、予算の範囲内において、協定締結時の職員状況により人件費を増額します。

なお、指定管理期間内に国の事業に変更があった場合、加算金額も変更となる場合があります。

(d) 処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）分の加算

今回お示しする上限額には処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）分の加算の人件費は含みません。

処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）分の加算とは、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」（詳細については別紙3のとおり）に基づき、ひまわりクラブの運営に関わる職員の賃金改善に要する費用の加算です。

年度ごとに雇用状況が異なるため、予算の範囲内において、協定締結時の職員状況により人件費を増額します。

なお、指定管理期間内に国の事業に変更があった場合、加算金額も変更となる場合があります。

(e) その他経費

クラブごとのその他経費は別紙1(e)のとおりです。複数クラブ応募する場合は、クラブごとの(e)の額の積み上げ（単純合計）がその他経費の総額となります。

なお、その他経費とは募集要項4ページ「第4 経費に関する事項 1 指定管理者業務に要する経費 (3) 市が支払う経費に含まれるもの」の②～⑥に示す経費です。

【算出例1】

「1 松浜ひまわりクラブ」を応募する場合

< 1 事業者の指定管理料上限額 >

(a)	支援員等人件費	16,313 千円
(b)	障がい児加配人件費	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(c)	キャリアアップ 処遇改善加算	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(d)	処遇改善（9,000円相当賃金改善）	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(e)	その他経費	2,195 千円
	合計	18,508 千円

【算出例2】

「10 大形ひまわりクラブ」を応募する場合

(a)	支援員等人件費	21,212 千円+7,955 千円=29,167 千円
(b)	障がい児加配人件費	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(c)	キャリアアップ 処遇改善加算	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(d)	処遇改善（9,000円相当賃金改善）	現段階では設定なし（協定締結時に決定）
(e)	その他経費	5,472 千円
	合計	34,639 千円

新潟市ひまわりクラブ指定管理料 参考経費(上限額)

※ 支援の単位は、毎年度の児童数に基づいて算出するため、増減する場合があります。

※公募クラブのうち支援の単位が一体となっている施設は、業務仕様書「第5 業務内容(2)⑤」に記載の一体型による運営を行う施設です。

※ 支援員等人件費の詳細は別紙2をご参照ください。

※ 障がい児加配・キャリアアップ処遇改善加算・処遇改善加算(月額9,000円相当賃金改善)は年度ごとで状況が異なるため、下記表に金額の記載はしていません。

※ その他経費は募集要項「第4 経費に関する事項・(3)市が支払う経費に含まれるもの」の②～⑥に示す経費です。

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
北	1	松浜ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	2,195
北	2	太夫浜ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,767
北	3	濁川ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	2,773
北		濁川ひまわりクラブ第2						
北	4	葛塚ひまわりクラブ	4	21,212	-	-	-	2,229
北	5	早通南ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	3,805
北		早通南ひまわりクラブ第2						
北	6	木崎ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	3,464
北		木崎ひまわりクラブ第2						
北	7	葛塚東ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	2,982
北		葛塚東ひまわりクラブ第2						
東	8	桃山ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	3,123
東		桃山ひまわりクラブ第2						
東	9	東中野山ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	6,148
東		東中野山ひまわりクラブ第2						
東		東中野山ひまわりクラブ第3						
東		東中野山ひまわりクラブ第4						
東	10	大形ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	5,472
東		大形ひまわりクラブ第2						
東		大形ひまわりクラブ第3	1	7,955	-	-	-	
東	11	中野山ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,761

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
東	12	東山の下ひまわりクラブ第1	1	7,955	-	-	-	5,082
東		東山の下ひまわりクラブ第2	4	21,212	-	-	-	
東		東山の下ひまわりクラブ第3						
東	13	下山ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	3,442
東		下山ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
東	14	江南ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	2,425
東	15	牡丹山ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,957
東	16	南中野山ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	2,920
東		南中野山ひまわりクラブ第2						
東	17	竹尾ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	2,341
中央	18	鏡淵ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,180
中央	19	関屋ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,177
中央	20	日和山ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,299
中央	21	白山ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	2,723
中央		白山ひまわりクラブ第2						
中央	22	新潟ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	3,201
中央		新潟ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
中央	23	女池ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	3,956
中央		女池ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
中央	24	有明台ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,892
中央	25	万代長嶺ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,525
中央	26	沼垂ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	3,574
中央		沼垂ひまわりクラブ第2						

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
中央	27	紫竹山ひまわりクラブ第1	1	7,955	-	-	-	3,990
中央		紫竹山ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
中央		紫竹山ひまわりクラブ第3						
中央	28	山潟ひまわりクラブ第1	1	7,955	-	-	-	4,680
中央		山潟ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
中央		山潟ひまわりクラブ第3						
中央	29	桜が丘ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	5,201
中央		桜が丘ひまわりクラブ第2						
中央		桜が丘ひまわりクラブ第3						
中央	30	浜浦ひまわりクラブ第1	1	7,955	-	-	-	1,701
中央		浜浦ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	1,194
中央	31	南万代ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,214
中央	32	上所ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	3,436
中央		上所ひまわりクラブ第2						
中央	33	鳥屋野ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	7,721
中央		鳥屋野ひまわりクラブ第2						
中央		鳥屋野ひまわりクラブ第3	4	21,212	-	-	-	
中央		鳥屋野ひまわりクラブ第4						
中央	34	笹口ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,777
中央	35	上山ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	8,152
中央		上山ひまわりクラブ第2						
中央		上山ひまわりクラブ第3						
中央		上山ひまわりクラブ第4						
江南	36	東曾野木ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,106
江南	37	曾野木ひまわりクラブ	4	21,212	-	-	-	3,020
江南	38	両川ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,969
江南	39	丸山ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	2,211
江南	40	大淵ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,747

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
江南	41	横越ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	5,292
江南		横越ひまわりクラブ第2	3	16,313	-	-	-	
江南	42	亀田ひまわりクラブ第1	1	7,955	-	-	-	4,788
江南		亀田ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
江南		亀田ひまわりクラブ第3						
江南	43	亀田東ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	5,976
江南		亀田東ひまわりクラブ第2	2	11,414	-	-	-	
江南		亀田東ひまわりクラブ第3	3	16,313	-	-	-	
江南		亀田東ひまわりクラブ第4						
江南	44	亀田西ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	5,164
江南		亀田西ひまわりクラブ第2	4	21,212	-	-	-	
江南		亀田西ひまわりクラブ第3						
江南	45	早通ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,772
秋葉	46	新津第一ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,404
秋葉	47	新津第三ひまわりクラブ第1	6	31,920	-	-	-	6,832
秋葉		新津第三ひまわりクラブ第2						
秋葉		新津第三ひまわりクラブ第3						
秋葉		新津第三ひまわりクラブ第4						
秋葉	48	小須戸ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,749
秋葉	49	矢代田ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,923
秋葉	50	金津ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,624
南	51	白根ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	2,964
南		白根ひまわりクラブ第2	3	16,313	-	-	-	
南	52	臼井ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,171
南	53	根岸ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,851
南	54	味方ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	2,029
南	55	月瀧ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	2,329

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
西	56	真砂ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	3,877
西		真砂ひまわりクラブ第2						
西		真砂ひまわりクラブ第3						
西	57	小針ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	4,434
西		小針ひまわりクラブ第2						
西		小針ひまわりクラブ第3						
西	58	新通ひまわりクラブ第1	4	21,212	-	-	-	4,251
西		新通ひまわりクラブ第2						
西	59	新通つばさひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	2,837
西		新通つばさひまわりクラブ第2						
西	60	五十嵐ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	4,203
西		五十嵐ひまわりクラブ第2						
西	61	西内野ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	5,874
西		西内野ひまわりクラブ第2						
西		西内野ひまわりクラブ第3						
西	62	内野ひまわりクラブ第1	7	36,818	-	-	-	5,238
西		内野ひまわりクラブ第2						
西		内野ひまわりクラブ第3						
西		内野ひまわりクラブ第4						
西	63	坂井輪ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	3,897
西		坂井輪ひまわりクラブ第2						
西	64	東青山ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	3,151
西		東青山ひまわりクラブ第2						
西	65	山田ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	3,544
西		山田ひまわりクラブ第2						
西	66	立仏ひまわりクラブ第1	2	11,414	-	-	-	3,409
西		立仏ひまわりクラブ第2						

単位:千円

区	公募 クラブ NO	施設名	支援の 単位	人件費				その他 経費 (e)
				支援員等 人件費 (a)	障がい児 加配 (b)	キャリア アップ 処遇改善 加算 (c)	処遇改善 加算 (月額9,000円 相当賃金改善) (d)	
西	67	大野ひまわりクラブ第1	3	16,313	-	-	-	2,581
西		大野ひまわりクラブ第2						
西	68	黒崎南ひまわりクラブ	1	7,955	-	-	-	1,075
西	69	赤塚ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,931
西	70	坂井東ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	3,965
西		坂井東ひまわりクラブ第2						
西蒲	71	和納ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,160
西蒲	72	岩室ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,099
西蒲	73	鎧郷ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,140
西蒲	74	曾根ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,643
西蒲	75	升瀧ひまわりクラブ	1	7,955	-	-	-	1,700
西蒲	76	渦東ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,576
西蒲	77	中之口西ひまわりクラブ	2	11,414	-	-	-	1,372
西蒲	78	中之口東ひまわりクラブ	1	7,955	-	-	-	1,035
西蒲	79	巻北ひまわりクラブ第1	5	27,021	-	-	-	3,694
西蒲		巻北ひまわりクラブ第2						
西蒲	80	漆山ひまわりクラブ	1	7,955	-	-	-	1,295
西蒲	81	松野尾ひまわりクラブ	1	7,955	-	-	-	1,498
西蒲	82	巻南ひまわりクラブ	3	16,313	-	-	-	1,759

新潟市ひまわりクラブ支援員等人件費(支援単位別)

■1支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	2.0人	5,868千円
補助員(土曜日)	1.0人	843千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	590千円
合計	5.0人	7,955千円

■5支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	5.0人	14,670千円
補助員	5.0人	8,005千円
補助員(土曜日)	2.0人	1,686千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	2,006千円
合計	14.0人	27,021千円

■2支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	2.0人	5,868千円
補助員	2.0人	3,202千円
補助員(土曜日)	1.0人	843千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	847千円
合計	7.0人	11,414千円

■6支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	6.0人	17,604千円
補助員	6.0人	9,606千円
補助員(土曜日)	2.0人	1,686千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	2,370千円
合計	16.0人	31,920千円

■3支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	3.0人	8,802千円
補助員	3.0人	4,803千円
補助員(土曜日)	1.0人	843千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	1,211千円
合計	9.0人	16,313千円

■7支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	7.0人	20,538千円
補助員	7.0人	11,207千円
補助員(土曜日)	2.0人	1,686千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	2,733千円
合計	18.0人	36,818千円

■4支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	4.0人	11,736千円
補助員	4.0人	6,404千円
補助員(土曜日)	1.0人	843千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	1,575千円
合計	11.0人	21,212千円

■8支援

職種	人数	年額
放課後児童支援員	8.0人	23,472千円
補助員	8.0人	12,808千円
補助員(土曜日)	2.0人	1,686千円
代替職員(長期臨時含)	2.0人	654千円
事務作業人件費	-	3,097千円
合計	20.0人	41,717千円

【単価・職員定義】

職種	人数	年額	定義
放課後児童支援員	1.0人	2,934千円	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかの資格要件に該当し、都道府県知事等が行う研修を修了した者
補助員	1.0人	1,601千円	放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者
補助員(土曜日)	1.0人	843千円	土曜日に放課後児童支援員とともに勤務する臨時補助員
代替職員(長期臨時含)	1.0人	327千円	放課後児童支援員が休暇を取得する日に代替職員として勤務するほか、小学校休業期間にクラブの状況により配置される職員
事務作業人件費	-	支援単位による	事務作業に必要となる人件費

処遇改善加算について

1 キャリアアップ処遇改善加算

(1) 概要

国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」に基づき、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の加算。

(2) 対象者

- ・令和6年4月1日現在、放課後児童支援員資格認定研修を受講済の者。ただし、放課後児童支援員として「月給で給料を支給されている方」とする。
- ・臨時職員（時給での支給の方）は対象外。

(3) 支給額（※国の事業に変更があった場合、額の変更がある可能性があります。）

- ① 放課後児童支援員(年額 131,000 円)
- ② 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、新潟市放課後児童クラブネットワーク研修会を受講した者。(年額 263,000 円)
- ③ 経験年数概ね10年以上の放課後児童支援員で、施設長的立場の者(年額 394,000 円)

※ 経験年数の考え方は、特定の業種(※)での経歴も含めての経験年数とする。また、新潟市外で勤務していた年数も含む。

※ 特定の業種とは、別表に記載のとおりとする。ただし、支援員本人から勤務証明の提出があった場合のみ対象とする。

※ 上記「年額」は支給の上限額とし、これを超える場合は各指定管理者の負担とする。

(4) 支給の仕方

- ① 賃金改善の全部または一部が基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当)により行われていること。
- ② 月毎の支給額については指定管理者で独自に決定して差支えない。
- ③ 対象経費

給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金

別表 処遇改善手当支給における経験年数の対象業種及び諸条件

現在勤務している放課後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。

	対象業種	対象職種	諸条件
1	子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数 (認定こども園、地域型保育事業所)	保育士	・給与形態が月給であること
2	学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専門学校)	教員、養護職員 (ただし、用務員、図書司書、調理員等は対象外)	
3	社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数 (保育所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害者支援施設、介護事業所等)	相談員、看護師、介護員、介助員等	
4	児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数 (児童相談所)	相談員	
5	認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数	保育士	
6	医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数	保健師、看護師又は准看護師に限る	
7	放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数	支援員	

2 処遇改善（月額 9,000 円相当賃金改善）

（1）概要

国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」に基づき、ひまわりクラブの運営に関わる職員の賃金改善に要する費用の加算です。

（2）対象者

ひまわりクラブの運営に従事する全ての職員（役員等を除く）

（3）支給額（補助基準（上限）額）

対象者 1 人当たり月 11,000 円（うち 2,000 円は事業主負担分）

（4）補助額の算定等

- ① 放課後児童クラブ（1 支援の単位）ごとに、補助基準額を基に、以下の算式により算定すること。

<算式> 補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1 ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の 1 ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

※ 事業実施月数は、賃金改善の月数によること。

- ② 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前年度における賃金の総額」
×「賃金改善額」

- ③ 本事業による賃金改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の 3 分の 2 以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

- ④ 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

- （5）本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。